

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定通所支援の事業の廃止の届出
- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 指定居宅サービス事業者の指定
- 指定居宅サービス事業者等の指定
- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 保安林の解除予定
- 児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査の実施

【公告】

- 土地改良事業施行認可申請の縦覧
- 公共測量の実施
- 公共測量の終了
- 都市計画の変更案の縦覧
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 道路の位置の指定

指導監査室

〃

〃

〃

〃

障害福祉課

〃

〃

〃

治山課

都市計画課

〃

〃

〃

耕地課

監理課

〃

都市計画課

〃

建築指導課

目次

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

担当課（室）

令和4年12月2日 岡山県公報 第12453号

◎岡山県告示第四百九十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年十二月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童クラブつばめ

2 所在地

勝田郡勝央町岡二九一―一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社サンライフ

2 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町黒土二二二番地一

三 廃止年月日

令和四年十一月三十日

四 事業所番号

三三五三六〇〇〇二〇

五 サービスの種類

児童発達支援

令和4年12月2日 岡山県公報 第12453号

◎岡山県告示第四百九十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和四年十二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

チルドレンハウス・つばめ

2 所在地

勝田郡勝央町黒土一六七番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社サンライフ

2 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町黒土二二二番地一

三 指定年月日

令和四年十二月一日

四 事業所番号

三三五三六〇〇六一

五 サービスの種類

居宅訪問型児童発達支援

令和4年12月2日 岡山県公報 第12453号

◎岡山県告示第四百九十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和四年十二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ブルーミングケア大田

2 所在地

岡山県津山市大田七八四番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社セノヲ

2 所在地

岡山県津山市川崎一九〇二番地三

三 指定年月日

令和四年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二五三五

五 サービスの種類

通所介護

令和4年12月2日 岡山県公報 第12453号

◎岡山県告示第四百九十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和四年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ともに あかいわ訪問看護ステーション

2 所在地

岡山県赤磐市下市三〇九番地二一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

岸本建設株式会社

2 所在地

岡山県岡山市北区今五丁目五番一六号

三 指定年月日

令和四年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三六二二九〇一一〇

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

令和4年12月2日 岡山県公報 第12453号

◎岡山県告示第四百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

まごのて村デイサービス「さくら庵」

2 所在地

瀬戸内市邑久町箕輪六五六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

まごのて村株式会社

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町箕輪六五六番地一

三 指定年月日

令和四年十二月一日

四 事業所番号

三三一一二〇〇二四四

五 サービスの種類

共生型生活介護

◎岡山県告示第四百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和四年十二月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

更新年月日

アルファ薬局星の郷店

井原市美星町大倉二四六七―四

調剤

令和四年十二月一日

おかやま薬局総社東店

総社市井出五八八―一

調剤

令和四年十二月一日

◎岡山県告示第五百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年十二月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所在地

担当する医療の種類

辞退年月日

ウエルネス薬局

津山市田町三五―一

調剤

令和四年九月三十日

令和4年12月2日 岡山県公報 第12453号

◎岡山県告示第五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和四年十二月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

- 一 解除予定保安林の所在場所
総社市新本字大平五四五九の五一
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
一般送配電事業用地とするため

◎岡山県告示第五百二号

令和五年度における児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

令和四年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達の対象となる下水汚泥運搬の概要

1 種類

下水汚泥（産業廃棄物）の運搬

2 積込場所

児島湖流域下水道児島湖浄化センター 玉野市東七区四五三番地

3 荷下場所

水島クリーンセンター 倉敷市水島川崎通一丁目一八番

4 積込場所での運搬車両の稼働可能時間

午前八時三十分から午後三時三十分まで

二 入札参加資格の審査を受けることができない者

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号に掲げる者

2 県税、市町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者（その延滞金が未納である者を含む。）

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十四条第一項に規定する知事の許可（汚泥に係るもの）を受けていない者

4 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けていない者

5 電子マネーフエストシステムに加入していない者

6 県内に本社又は本店を有していない者

7 平成十六年度以降のいずれかの年度において、県内における下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道に係る下水汚泥（以下「下水汚泥」という。）を千トン以上運搬した実績を有していない者

8 次に掲げる者のいずれかに該当する個人又はその役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号口に規定する役員をいう。）が次に掲げる者のいずれかに該当する法人

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。(2)及び(3)において同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。(3)において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

9 8(1)から(3)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

10 過去二年以内において、8又は9に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

三 入札参加資格の審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、発行後三月以内のものに限る。）

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては本籍地の市町村長が発行する

身分証明書

- (3) 県民局長が発行する県税の納税証明書
- (4) 市町村長が発行する市町村税の納税証明書
- (5) 税務署長が発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- (6) 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調（貸借対照表）（営業年数が一年未満であることにより決算を明らかにする書類を添付することができない場合は、申請時の直前三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

- (8) 二八及び九の者に該当しない旨の誓約書
- (9) 二三及び四の許可を受けていることを証する書類
- (10) 電子マネーフエストシステムに加入していることを証する書類
- (11) 契約の締結についての権限を営業所等の長に委任する場合には、委任状
- (12) 下水汚泥の運搬の用に供する車両の写真及び自動車検査証の写し
- (13) (1)に記載した年度の下水汚泥の運搬の実績を証する書類
- (14) (1)から(13)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 提出期間

令和五年一月五日（木）から同月三十一日（火）までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。六一において同じ。）を除く。

3 提出場所

岡山県備前県民局建設部建設企画課
〒七〇〇一八六〇四 岡山市北区弓之町六番一号
電話 〇八六一二三三一九八三八

4 提出方法

2の期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に3の場所へ持参し、又は書留郵便若しくは信書便により2の期間中（必着）に3の場所へ送付すること。

四 入札参加資格の審査事項

- 1 平成十六年度以降のいずれかの年度における下水汚泥の運搬の実績
- 2 申請時における下水汚泥の運搬の用に供する車両の保有状況及び当該車両のうち二台以上が次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 二三の許可に係る届出をした車両であること。
 - (2) 積載量は九・〇トン以上、車体寸法は長さ七・八メートル以下、幅二・五メートル以下及び高さ三・一五メートル以下であること。
 - (3) 荷台は水密性があり、開閉可能な覆い等により飛散、流出及び悪臭の防止の措置が講じられていること。
 - (4) 荷下ろしの際、荷台が後方に傾斜する機能を有すること。
- 3 直前決算における自己資本金
- 4 直前決算における流動比率

5 申請時における従業員数及び運搬業務に従事することができる運転員数

6 申請時までの営業年数

7 その他知事が必要と認める事項

五 入札参加資格の有効期間

申請者に入札参加資格を付与した日からその日の属する年度の翌年度の三月末日までとする。

六 資格認定通知書の交付期間、交付場所及び交付方法

1 交付期間

申請者に入札参加資格を付与した日から随時交付する。ただし、県の休日を除く。

2 交付場所

三三の場所

3 交付方法

午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に直接受け取ること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百八十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、三三の場所へ請求すること。

七 問い合わせ先

三三の場所

令和4年12月2日 岡山県公報 第12453号

〔五八二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和四年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

宗津東町3番川（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和四年十二月二日から同月二十三日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和4年12月2日 岡山県公報 第12453号

〔五八三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	新見市高尾及び新見地内
測量の種類	公共測量（路線測量及び現地測量）
測量期間	令和四年十一月二十五日から令和五年二月二十八日まで

令和4年12月2日 岡山県公報 第12453号

〔五八四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈義町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和四年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	奈義町上町川、滝本、荒内西、中島西及び柿地内
測量の種類	公共測量（道路台帳修正）
終了年月日	令和四年十一月二十一日

令和4年12月2日 岡山県公報 第12453号

〔五八五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画区域の区域区分及び臨港地区を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和四年十二月二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画区域の区域区分及び水島港臨港地区

二 都市計画を変更する土地の区域

倉敷市玉島乙島の一部

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課

四 縦覧期間

令和四年十二月八日から同月二十二日まで

令和4年12月2日 岡山県公報 第12453号

〔五八六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画臨港地区についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年十二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画臨港地区

二 都市計画の変更年月日

令和四年十一月十一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年12月2日 岡山県公報 第12453号

〔五八七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇三〇号 令和四年十一月二 十一日	都窪郡早島町前潟字屋敷割一〇六 六番一	五・〇〇	三三・八九

令和4年12月2日 岡山県公報 第12453号

〔五八八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十二月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市五日市字縄ノ内三四六一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市五日市三四五

小林 健輔

三 許可年月日及び許可番号

令和四年九月二十九日岡山県指令建指第二五一号